平成12年11月発行

東京都市計画都市高速鉄道第９号線
総　括　図

凡　例
変更区間
既定都市計画区間

確　認	平成14年1月4日
所管部課名	都市計画局都市整備部西部交通企画課

凡　例

地　域　地　区	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	第一種文教地区
	第二種文教地区
	第二種特別工業地区
	最低限高度地区（７ｍ）（世田谷通り沿道の一部、目黒通り沿道地区に指定）
	高度利用地区
	第一種風致地区
	第二種風致地区
	緑地保全地区
	特定街区

建ぺい率・容積率・高度地区	
A	A.高度地区（記入のないところは無指定）
B	B.容積率
C	C.建ぺい率

防火地域の指定	
	防火指定なし（２重枠）
	準防火地域
	防火地域

都市計画施設	
幅4 30m	都市計画道路
	都市高速鉄道

地区計画等	
	地区計画区域
	再開発地区計画区域
	防災街区整備地区計画区域
	沿道地区計画区域（環七沿道地区に指定）
A	A.高度地区
B	B.容積率
C	C.建ぺい率

この表示のある地区は、地区計画で定めたもののうち最低のものをあわせて記載しています。詳細は、各総合支所街づくり課へ確認して下さい。

日影規制	
3-2 4-2.5 5-3	日影規制時間
4-2.5	ただし[ ]（第一種・第二種低層住居専用地域内）は測定面の高さ1.5m、他は4.0m

※日影規制の種別は、都市計画図２の裏面に一覧表があります。

◆路線式指定

道路に沿った帯状の指定は、道路と敷地の境界から特記なき限り20mです。

なお、区内では国道20号線の一部（環８以東）、環状７号線の一部片側（若林３丁目）、環状８号線の一部（上北沢５丁目）、世田谷通りの一部（環７から馬事公苑まで）、目黒通りで30mの路線式指定をしています。

建築基準法第42条２項に該当する道路からの路線式指定は後退位置より20mです。

◆絶対高さの制限

第一種低層住居専用地域は10m、第二種低層住居専用地域は12mが原則となります。ただし、田直地区・喜多見南部地区及び砧五丁目地区では、第一種低層住居専用地域で絶対高さ12mが指定されています。

本図に示す地域地区等の計画線は、その概略を示すものです。詳細については、東京都都市計画局または、世田谷区役所(各総合支所街づくり課)に備え置く指定図で確認して下さい。
日影規制の詳細については、世田谷区役所(各総合支所街づくり課)で確認して下さい。

No.125198

この地図の作成に当たっては、建設省国土地理院長の承認を得て、開院舎行の１万分の１地形図を使用したものです。（承認番号　平10関使、第106号）

㈱ 緑川地図印刷株式会社